

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：①前田道路株式会社

業者の住所 東京都品川区大崎 1-11-3

②大成ロテック株式会社

東京都新宿区西新宿 8-17-1

③鹿島道路株式会社

東京都文京区後楽 1-7-27 後楽鹿島ビル 8F

④大林道路株式会社

東京都千代田区神田猿楽町 2-8-8

⑤日本道路株式会社

東京都港区新橋 1-6-5

⑥世紀東急工業株式会社

東京都港区芝公園 2-9-3

⑦株式会社ガイアート

東京都新宿区新小川町 8-27

⑧東亜道路工業株式会社

東京都港区六本木 7-3-7

⑨株式会社NIPPON

東京都中央区京橋 1-19-11

2 指名停止措置期間：①、⑤、⑥、⑧、⑨令和元年8月20日～令和元年9月19日

③、④、⑦ 令和元年8月20日～令和元年10月19日

② 令和元年8月20日～令和元年12月19日

3 指名停止措置の範囲：九州防衛局管轄区内（福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県）

4 事実概要

本件は、前田道路株式会社、大成ロテック株式会社、鹿島道路株式会社、大林道路株式会社、日本道路株式会社、世紀東急工業株式会社、株式会社ガイアート、東亜道路工業株式会社、株式会社NIPPONの計9社がアスファルト合材に係る特定販売価格の決定に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行ったとして、令和元年7月30日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたものである。

（日本道路株式会社は課徴金納付命令、株式会社NIPPONは公表のみ。）

5 指名停止措置理由

当該業者たる前田道路株式会社、大成ロテック株式会社、鹿島道路株式会社、大林道路株式会社、日本道路株式会社、世紀東急工業株式会社、株式会社ガイアート、東亜道路工業株式会社、株式会社NIPPPOの計9社が独占禁止法に違反していたことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当する。なお、大成ロテック株式会社については、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」第5第2項第2号に該当するため、指名停止措置期間を2倍とし、前田道路株式会社、日本道路株式会社、世紀東急工業株式会社、東亜道路工業株式会社、株式会社NIPPPOの計5社については、課徴金減免制度適用事業者であり、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領の運用基準」第7項第4号に該当するため、指名停止措置期間を2分の1軽減するものとする。

- 従って本件については、①前田道路(株) : 指名停止1か月
 ②大成ロテック(株) : 指名停止4か月
 ③鹿島道路(株) : 指名停止2か月
 ④大林道路(株) : 指名停止2か月
 ⑤日本道路(株) : 指名停止1か月
 ⑥世紀東急工業(株) : 指名停止1か月
 ⑦(株)ガイアート : 指名停止2か月
 ⑧東亜道路工業(株) : 指名停止1か月
 ⑨(株)NIPPPO : 指名停止1か月 を適用する。

< 指名停止措置要領付表第2 >

措 置 要 件	期 間
1～4 省略 (独占禁止法違反行為) 5 対象区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。 6～16 省略	当該認定をした日から 2月以上9月以内